

雄踏総合公園

施設使用料（単位：円）

【庭球場】コート利用料		午前9時から午後9時まで 2時間につき
場所・利用区分		
入場料を徴収しない場合	一般 1面につき	1,100
	小学校の児童及び中学校の生徒 1面につき	550
入場料を徴収しアマチュアスポーツに利用する場合	一般 1面につき	2,200
	小学校の児童及び中学校の生徒 1面につき	1,100
入場料を徴収しその他に利用する場合	一般 1面につき	11,000
	小学校の児童及び中学校の生徒 1面につき	5,500
備考		

1. 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。
2. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の利用時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
3. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

【庭球場】照明灯利用料		1面1時間につき (15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。)
場所・利用区分		
入場料を徴収しない場合	一般 1面につき	200
	小学校の児童及び中学校の生徒 1面につき	100

入場料を徴収しアマチュアスポーツに利用する場合	一般 1面につき	410
	小学校の児童及び中学校の生徒 1面につき	200
入場料を徴収しその他に利用する場合	一般 1面につき	2,090
	小学校の児童及び中学校の生徒 1面につき	1,040

【多目的スポーツ広場・ソフトボール場・球技場1（土）・球技場2（芝大）】

午前9時から午後5時まで
（5月1日から8月31日
までは、午後7時まで）
2時間につき

場所・利用区分

多目的スポーツ広場 全面利用	一般 1面につき	1,780
	小学校の児童及び中学校の生徒 1面につき	890
多目的スポーツ広場 半面利用	一般 1面につき	890
	小学校の児童及び中学校の生徒 1面につき	440
ソフトボール場	一般 1面につき	520
	小学校の児童及び中学校の生徒 1面につき	260
球技場1（土）球技場2（芝大）	一般 1面につき	1,780
	小学校の児童及び中学校の生徒 1面につき	890

備考

1. 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで若しくは午後3時から 午後5時まで又は午後5時から午後7時まで（5月1日から8月31日までの間に限る。）とする。
2. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の利用時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
3. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる

設備利用料金

種別	庭球場 利用区分	金額
----	-------------	----

シャワー	1日1回につき	200
ハンドマイク	1日1回につき	100